

西蒲民商ニュース

2024年 1月29日号

西蒲区巻甲2573の5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

能登半島・新潟地震の

支援制度の活用！

「令和6年能登半島・新潟地震」は、死者232人避難者1万5千人以上、新潟市では住宅被害が8千棟以上の大惨事となっています。

民商会員は輪島地域に50人、朝市場地域には10人います。新潟市西区坂井・寺尾や黒崎・善久地区などは地盤の液化化被害が出ています。

【住宅等修理の支援金制度】

地震に伴う住宅被害等の新潟市・県・国の支援制度は次の通りです。「罹災証明」等が必要です。新潟市等の窓口にご相談しましょう。

住宅など応急修理支援金

住宅被害	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
国制度	706,000	706,000	706,000	343,000	なし
県制度	1,000,000	500,000	500,000	300,000	なし
新潟市制度	1,000,000	500,000	500,000	300,000	100000
計	2,706,000	1,706,000	1,706,000	943,000	100,000

能登半島地震 災害義援金に ご協力ください

只今 23,600 円です。

新商連、能登、新潟地震見舞金

新商連・民商は地震で被災された会員へお見舞金を支給することにしました。

- 罹災証明が取れた会員は2万円
 - 地震の実害があり、復旧に費用がかかる会員は5千円の見舞金
- 具体的な被災状況が必要です。

令和5年分、確定申告学習会

1月22日、学習会が行われ、10数人が参加しました。

最初に石田事務局長から、令和5年分の所得税の改正点、所得の出し方や控除、消費税の計算などの説明がありました。

参加者から「インボイスが導入されて請求書や領収書の保存は？」「免税業者でインボイスを出した人の消費税申告は」等の質問や討論がありました。

参加者は「少なくとも売上、仕入、経費を自主計算ノートにまとめていこう」と確認しました。

